日本弁護士国民年金基金

国民年金基金の「型」の選び方

いつからいくらもらえるの？















※1口目の基本額は、35歳1月からの加入者は1万5千円、45歳1月からの加入者は1万円

説明するわね！
まず終身年金と確定年金という大きな違いがあって…

終身年金

確定年金

終身年金は、保証期間の有無でA型とB型に分かれているの。
加入する単位は口といって、1口ごとに型を選べるんだけど

1口目は、A型かB型の終身年金から選ぶ必要があるのよ。

1口目※

●ご加入の月が誕生月以外の場合、ご加入月に応じて加算額（加入月加算）が支払われます。

終身年金

A型：65歳 支給開始（15年保証付）
加算額
年金額 基本額（月額）2万円 終身お受け取り
65歳 ←15年保証→ 80歳

B型：65歳 支給開始（保証期間なし）
加算額
年金額 基本額（月額）2万円 終身お受け取り
65歳

ふむ ふむ

2口目 以降

確定年金は、保証期間と支給開始年齢の違いでI型からV型まであるわ。

終身年金

A型：加算額 年金額 基本額（月額）1万円 終身お受け取り
65歳 ←15年保証→ 80歳

B型：加算額 年金額 基本額（月額）1万円 終身お受け取り
65歳

35歳1月からの加入者は、基本額1万円を5千円と読み替えます。

確定年金

I型：65歳～80歳 15年間支給 加算額 年金額 基本額（月額）1万円
65歳 ←15年保証→ 80歳

II型：65歳～75歳 10年間支給 加算額 年金額 基本額（月額）1万円
65歳 ←10年保証→ 75歳

III型：60歳～75歳 15年間支給 加算額 年金額 基本額（月額）1万円
60歳 ←15年保証→ 75歳

IV型：60歳～70歳 10年間支給 加算額 年金額 基本額（月額）1万円
60歳 ←10年保証→ 70歳

V型：60歳～65歳 5年間支給 加算額 年金額 基本額（月額）1万円
60歳 ←→ 65歳（5年保証）

2口目以降は、終身年金、確定年金の7種類から選べるの。

うんうん へえ～！

終身年金は亡くなるまで一生年金が支給されて、確定年金は決まった期間しか支給されない。
…ってことですよね

その通り！

A型、I型～V型は、年金受給前または保証期間中に加入者が亡くなった場合、
それまでの納付済掛金額に応じて基金が裁定した額が、一時金として生計を共にする遺族に支給される仕組みだ。

B型は、年金受給前に亡くなった場合の支給額が1万円と決まっている。
代わりにB型は掛金額がA型よりも抑えられている。

B型は掛け捨てみたいなものだな！

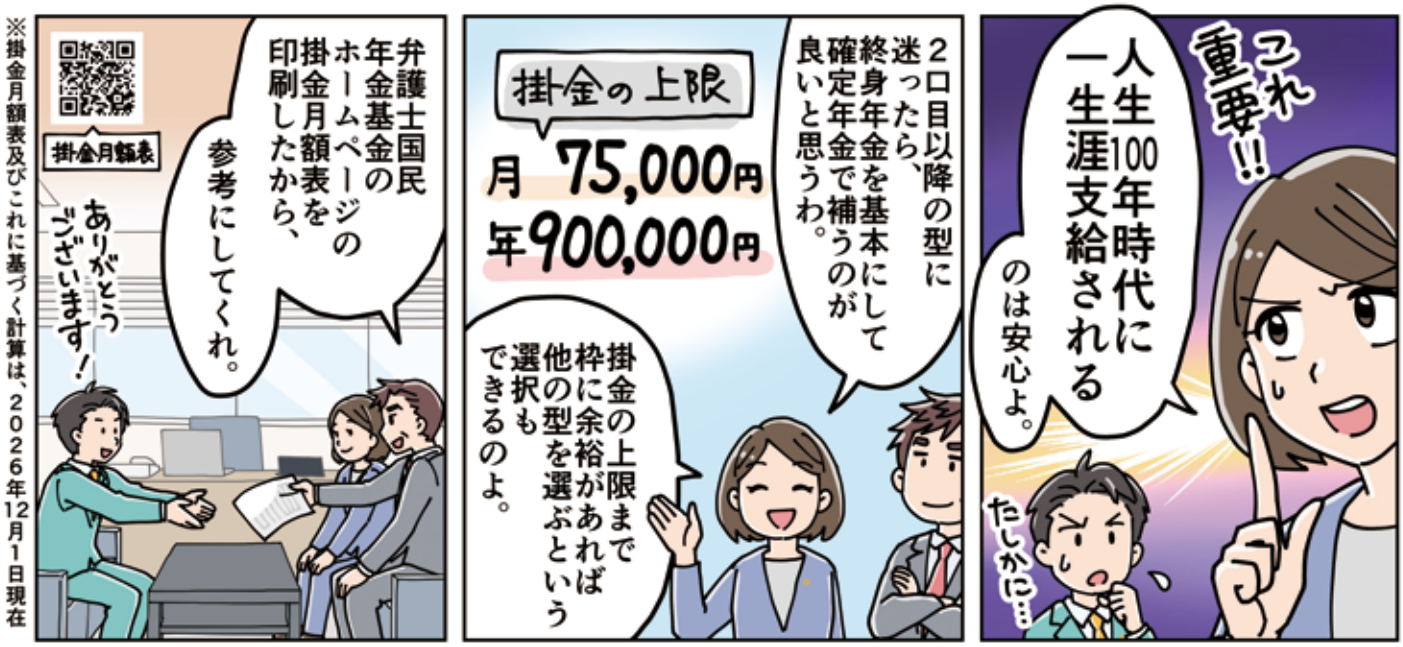
加入者
遺族
基金
支給

B型
1万円
（年金受給前）

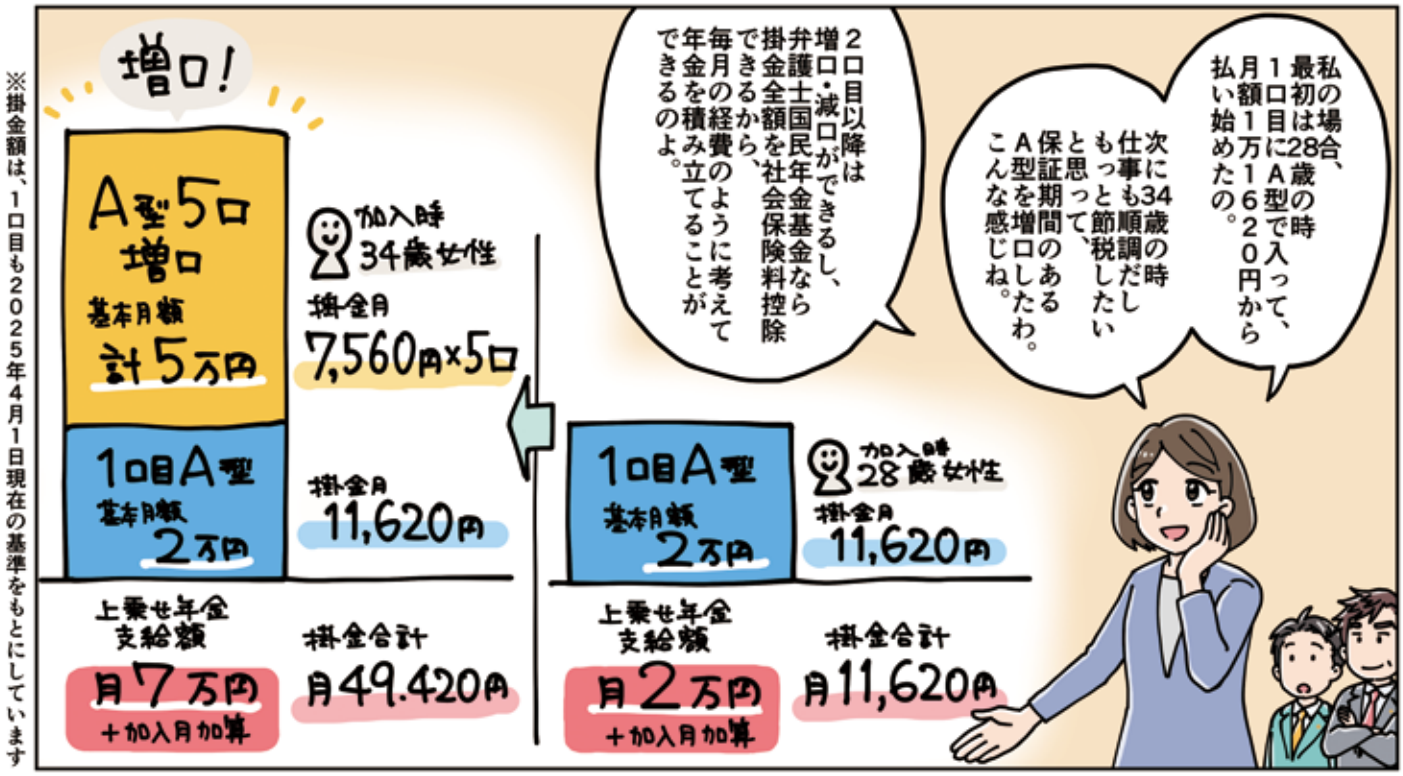
A型, I～V型
納付済掛金額に応じた
一時金

でも、保証期間があるのとないのでどう違うのですか？

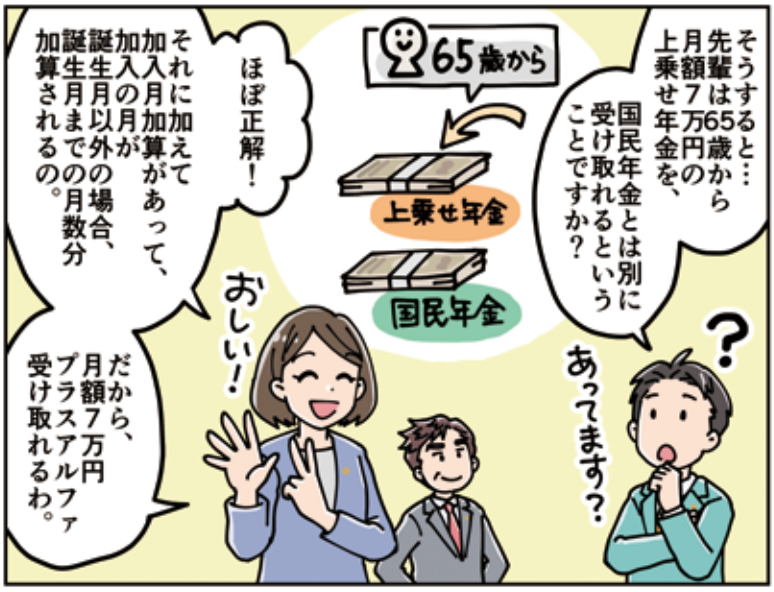
いい質問だ！



※掛金月額表及びこれに基づく計算は、2026年12月1日現在



※掛金額は、1口目も2025年4月1日現在の基準をもとにしています





※掛金の全体平均は月4万9335円（2024年12月末日現在）



本資料の著作権は日本弁護士国民年金基金に帰属しますので、複製、転載、公衆送信等一切の無断転載その他の利用を固く禁止します。

お問い合わせ先

日本弁護士国民年金基金
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 14 階
TEL 03-3581-3739
FAX 03-3581-3720

日本弁護士国民年金基金ホームページ
http://www.bknk.or.jp/